

東と弁往來

第62回 法テラス可児法律事務所



岐阜県弁護士会会員
根本 達矢 (68期)

2015年12月 弁護士登録、東京弁護士会入会。
東京きぼう法律事務所で養成を受ける。2017
年1月 岐阜県弁護士会に登録換え、現在に至る。

法テラス可児法律事務所
(岐阜県可児市)

1. はじめに

(1) 自己紹介

岐阜県の法テラス可児法律事務所において執務をしている、根本達矢と申します。私は、2015年12月に東京弁護士会において弁護士登録をいたしました。弁護士登録の当初から、偏在対応弁護士という弁護士の役割に興味を持ち、司法過疎地等の地方への赴任を目指して、東京きぼう法律事務所に養成弁護士として入所しました。

(2) 養成事務所での活動

養成事務所では、一般的な債務整理や家事事件といった事件だけでなく、管財人業務の補助など、数多くの種類の事件に関わる機会を頂戴しました。弁護士登録直後の養成中、多種多様な事件を経験できたことは、地方赴任後未経験の事件へも怖がらずに立ち向かえる心を養うことができたという意味で、大きな糧になったと感じています。

2. 地域の紹介

(1) スタッフ弁護士として

養成中に法テラスのスタッフ弁護士の募集に応募する機会があり、2年目からスタッフ弁護士として活動することになりました。そして、2017年1月より岐阜県可児市に所在する法テラス可児法律事務所へ赴任し、現在に至ります。

(2) 可児市の紹介

岐阜県可児市は、岐阜県の中央南端に位置する人口約10万人の小規模市です。市の南西側は愛知県に接しており、名古屋からも1時間程度で到着するいわゆるベッドタウンです。その一方、市のすぐ北側には岐阜県山間部の山なみが迫っており、市内から90分ほど車を

走らせれば高山等へ行くこともできます(写真①)。

都心部へのアクセス性と、自然豊かな環境のバランスが取れた、住みやすい街であると感じています。

3. スタッフ弁護士としての活動

(1) 法テラス可児法律事務所の概要

当事務所の所在する岐阜地方裁判所御嵩支部の管内は、十数年ほど前までは管内に弁護士が1名しかおらず、弁護士1人あたりの人口が極めて多い地域でした。そのような経緯もあり、当事務所は、日本司法支援センター(法テラス)の設立当初から設置されている7号事務所(過疎地型事務所)の1つです。

法テラスの法律事務所としては、比較的歴史がある分、積み上げられてきた事務所に対する評価というものを感じることはあります。

(2) 事件傾向

いっぽう、近時は管内の弁護士が増加傾向にあり、現在はスタッフ弁護士を含め15人ほどの弁護士が管内で執務をしています。そうした経緯もあり、現在事務所に相談に来られる方の案件の大半は、法テラスの民事法律扶助制度を利用する案件となっています。事件の種類としては、債務整理の割合が非常に多く、次いで離婚や相続といった家事事件が多い印象です。

当事務所に特徴的なこととして、福祉機関経由で依頼を受け受任した案件が多いことが挙げられます。スタッフ弁護士の活動として、可



① 高山の古い町並み
可児からも90分程度で行ける



②連続法律講座の様子

児市や周辺の自治体の福祉関係会議（生活困窮者の自立支援調整会議など）へ列席させていただいておりますが、そこで取り上げられる案件はもちろん、それだけではなく福祉機関から自発的に相談の依頼が寄せられることも多く見受けられます。その意味で、当事務所は過疎地型の事務所でありながらも、民事法律扶助を中心に行う都市型事務所に類する性格が強いように思われます。

もっとも、弁護士としての受任制限は無いため、不動産関係事件（境界確定、共有物分割など）や労働事件を受任することもあり、専ら債務整理や家事事件のみを行っているというわけでもありません。

先ほど述べたとおり、管内の弁護士人口は増加傾向にあります。当事務所への法律相談の希望（申込み）は減少せずコンスタントに寄せられてきています。そのため、弁護士人口が増加したといっても、まだまだ法律相談・事件受任の需要が供給を上回っている印象です。

(3) 司法ソーシャルワーク

先ほども述べましたが、10年近くの当事務所の歴史の中で、この地域は地域の福祉機関との連携が比較的にできている地域だと感じています。法テラスの認知度も比較的高く、地域と新たなつながりを作っていくというよりは、既存の関係性を維持するための活動が中心となっています。

もっとも、次のステップである法律相談の依頼については、特定の地域においては先述のように積極的に活用されている一方、伸びしろのある地域もあると感じています。特に、管内には山あいにある自治体もありますが、こうした地域には弁護士が常駐しておらず、法テラス可児法律事務所をはじめとした可児市の法律事務所が実質的な最寄の事務所になっています。そのため、こうした地域への法的サービスの提供や、こうした地域で活動されている福祉関係者の方たちへのアプローチが、今後の課題であると感じています。

このような問題意識から、当事務所では一昨年から昨年にかけて、福祉関係者を主たる対象者とした連続法律講座を実施しました（写真②）。福祉関係者の方に法的問題への「気づき」を持ってもらう機会としてだけでなく、連続的に（毎月1回）顔を合わせる機会を作りました。その結果、こうした山あいの地域からの法律相談の依頼も若干数ながら増えてきています。こうした地域に法的サービスを提供するための土壌を作れたことは、この講座の成果であると感じています。

また、昨年からは、国の成年後見制度利用促進基

本計画に足並みをそろえる格好で、管内での中核機関設置や法人後見実施機関の立ち上げに向けての活動にも参画させてもらっています。この点については、全国でも比較的早期に取組みを始めているケースとして、機会があれば改めてご紹介できたらいいなと思います。

(4) その他の活動

これまでご説明した活動のほか、地域でのスタッフ弁護士としての活動を超えて、弁護士会の会務や任意団体へも積極的に参加をしています。

昨年から今年にかけては、県内の消費者問題に関心のある法専門家や消費生活センター職員等で構成されるネットワークの活動として、岐阜市が市内の市立中学生を対象に行った消費生活教育授業の講師を担当させていただきました。こうした形で、自分の知識や経験を活かし、地域に還元できることは、非常に充実感のある活動であると感じています。

また、スタッフ弁護士としては、スタッフ弁護士の共助組織（組織内委員会）の委員長を拝命し、約1年間委員長としての業務を行う予定となっています。通常業務の合間の活動であり、決して楽な活動ではありませんが、組織の意思決定に主体的に関わる経験は、将来事務所を運営していくうえでの礎になる貴重な経験だと感じています。

4. むすび

1年足らずの経験で何ができるのか、不安も大きかったというのが、赴任当初の正直な感想です。それでも、東京弁護士会での養成中に多様な経験をし、弁護士として「採まれた」経験があったからこそ、不安を抱えながらも一歩ずつ前に進んでいくことができたのだと思っています。今こうして、偏在対応弁護士という自分の思い描いていた弁護士像に沿った活動ができているのは、赴任先である岐阜県弁護士会会員や福祉関係者の方々、そして養成時代にお世話になった東京弁護士会会員や関係者の方々からたくさんのご指導ご鞭撻を賜った結果と感じており、感謝に堪えません。

今後も、東京弁護士会から才気あふれる弁護士が養成され、全国で活躍の場を拓いていくことを期待しています。